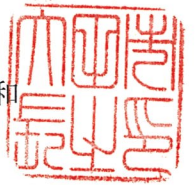


大田市公告第104号

大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号）第4条、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号）第3条、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号）第3条、大田市小公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第155号）第3条及び大田市都市公園条例（平成17年大田市条例第201号）第16条に基づき、石見銀山世界遺産センター他周辺施設の管理を指定管理者に行わせるため、大田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年大田市条例第61号）第2条の規定により、指定管理者になろうとする法人その他の団体を次のとおり募集する。

令和7年7月17日

大田市長 楫野弘和



記

1. 施設の概要

名称 石見銀山世界遺産センター他周辺施設

住所 大田市大森町イ1597番地3他

2. 指定管理者の行う業務範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設利用等に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4. 申請方法

- (1) 大田市内に事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体、複数の団体等で構成されたグループなど
- (2) 応募期間
令和7年8月4日（月）から令和7年8月18日（月）まで
- (3) 募集要項・仕様書
大田市教育部石見銀山課にて配布するほか、大田市ホームページに掲載する